

令和6年度袋井市内小学校放課後児童クラブ児童募集案内

(令和6年4月1日～令和7年3月31日利用分)

【入所申込受付期間】

第一次受付：令和5年10月2日（月）～10月31日（火）

- 継続利用の方も毎年度申込みが必要です。
長期休業期間のみご利用の場合も上記期間内に必ずお申込みください。
- 申請者が多数いる場合は、放課後や長期休業期間のご家庭での保育が困難な事情（保護者、祖母の就労状況等）を考慮し、低学年や利用必要度の高い児童からの入所となります。
状況によっては、入所をお待ちいただく場合がございます。
- 第一次受付後の随時受付(11月1日以降の受付)は、受入れに余裕がある場合のみの入所となります。
※期限厳守で申込みをお願いします。

受付	結果通知（予定）
第一次受付（令和5年10月2日～10月31日）	令和6年1月下旬頃
随時受付（令和5年11月1日～令和6年1月31日）	令和6年2月下旬頃
随時受付（令和6年2月1日～2月29日）	令和6年3月中旬頃
随時受付（令和6年3月1日以降）	令和6年4月中旬以降（随時）

- 常時利用で長期休業期間の利用を希望する場合や長期休業期間のみ利用を希望する場合の最終受付期限は次のとおりです。（期限後の受付はいたしかねます。）
※長期休業期間利用の最終受付期限
【夏休み】R6.6.20(木) 【冬休み】R6.11.20(水) 【春休み】R7.2.20(木)

- 電子申請での受付を開始しています。
スマホやパソコンから24時間申請可能です。
積極的に電子申請をご利用ください。

電子申請はココから➡



1 受付場所・時間

申請方法	対象児童	受付場所（受付時間）
紙申請	市内保育所、認定こども園、幼稚園に通う新1年生	現在通園している認可保育所・認定こども園・公立幼稚園（各施設開所時間内） ※認証保育所・山名幼稚園等については、教育委員会子ども未来課・浅羽支所市民サービス課にて受付
	市内放課後児童クラブに入所している新2年生以上の児童	現在入所している放課後児童クラブ（各施設開所時間内）
	市内放課後児童クラブに入所していない児童	教育委員会子ども未来課子育て支援係（教育会館1階） 浅羽支所市民サービス課（浅羽支所1階） （午前8時30分～午後5時15分、土・日・祝日を除く）
電子申請	上記すべての児童	受付期間の最終日、午後11時59分までに入力を完了させてください。（24時間、土・日・祝日も申請可能）詳しくは、市ホームページ「電子申請操作手順書」をご覧ください。

2 放課後児童クラブとは

就労などで保護者が昼間家庭にいない小学生児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的としています。

3 利用の基準

- (1) 令和6年度に袋井市内の小学校に就学する見込みの児童（新1年生～新6年生）であること
- (2) 保護者が就労、または長期にわたる疾病等の状態にあるなど、放課後や長期休業期間の保育が困難であること

【就労の基準】※夜勤等の交代勤務がある場合は、その状況を考慮します。

常時利用 平日（月～金）に週3日（平日に月12日）以上
かつ13:00～18:15の間で2時間以上働いていること

長期休業期間の利用 平日（月～金）に週3日（平日に月12日）以上
かつ7:45～18:15の間で4時間以上働いていること

土曜日利用 常時及び長期休業期間にクラブを利用する方で、
7:45～18:15の間で4時間以上の土曜日勤務が月2回以上あること

※複数の利用形態を希望する場合は、希望する形態について、上記の基準をすべて満たす必要があります。

- (3) 令和6年4月1日時点で65歳未満の同一小学校区内在住の祖父母がいる場合は、その祖父母が就労、または長期にわたる疾病等の状態にあるなど、放課後や長期休業期間の保育が困難であること
(就労の基準は、上記のとおり)

4 提出書類

- (1) 令和6年度放課後児童クラブ利用申込書
- (2) 児童クラブの利用が必要なことを証明する書類
(保護者、令和6年4月1日時点で65歳未満の同一小学校区内在住の祖父母分)

※同時点で65歳以上70歳未満の同一小学校区内在住の祖父母がいる場合、書類の提出は任意ですが、申込者数が多い場合の入所選考においては、書類提出の有無により審査を行う場合があるため、できるだけ、該当書類の提出をお願いします。

区分	必要な書類
就労	「就労証明書」 ※育児休業中の利用はできません。（産後8週までは利用可） ※勤務が不規則な場合等、勤務表などの提出を求める場合があります。
疾病・障がい	保育の実施申立書兼誓約書 「医師の診断書」（療養に必要な期間及び保育が困難な状況が判断できること）、 「障害者手帳」の写しを添付
親族の 介護・看護	保育の実施申立書兼誓約書 対象親族の「介護保険被保険者証」や「介護保険資格者証」の写し、 「医師の診断書」などを添付
求職活動	保育の実施申立書兼誓約書 ※入所日から起算（利用中の場合は、前職を離職した日から起算）して90日を経過する日の属する月の末日までに「就労証明書」の提出がない場合は退所となります。 ※児童クラブの利用開始は、就労開始日からになります。
就学	保育の実施申立書兼誓約書 「在学証明書」や学生証の写し、「職業訓練受講指示書」の写しなどを添付 ※授業の時間割などの提出を求める場合があります。
災害	保育の実施申立書兼誓約書 「罹災証明書」を添付
その他	保育の実施申立書兼誓約書 保育が困難な状況を証明できる書類を添付

※添付書類の揃っていない申込書は受付いたしかねます。

※電子申請の場合は、必要書類をスマートフォン等で写真を撮り添付してください。

※申込書等の書類は、各受付場所にて配付しております。市のホームページからダウンロードも可能です。

※保育所の入所申請等で取得した上記証明書のコピーも可。ただし、証明日から3ヵ月以上経過している場合は、再提出となります。

5 開所日及び開所時間

開所日	開所時間	備考
月曜日～金曜日（学校開校日）	下校時から 午後6時15分まで	
長期休業期間 （春休み・夏休み・冬休み）	午前7時45分から 午後6時15分まで	
土曜日（土曜日クラブ）	午前7時45分から 午後6時15分まで	【袋井南コミュニティハウス第1】 にて市内全域の児童を対象に実施

※保護者等の仕事がお休みの日は、児童クラブはご利用できません。

※日曜・祝日、盆休み（8月13日～15日）、年末年始（12月29日～1月3日）は閉所となります。

※学校行事、天候などに応じて開所時間等に変更が生じる場合があります。

※次の場合、閉所することがあります。

学校が朝から休校の場合、台風等の荒天の場合、インフルエンザ等感染症が集団発生した場合、各クラブや学校の事情等でクラブ室が使用できない場合

学校の長期休業期間に、各小学校で閉庁日（学校の完全休業）があることから、施設内のクラブについては開所できない場合があります。

6 保護者負担金

区分	料金	備考
○常時利用 ◆4月～7月、9月～3月 ◆8月	月額 7,500円 月額 12,500円	利用が1日以上あった月は、1ヵ月分の料金がかかります。 ただし、 <u>入所した月のみ</u> 15日以降の利用開始の場合は、料金が半額になります。
○長期休業期間のみ利用の場合 （終業式翌日～始業式前日まで） ◆夏休み期間 ◆春休み・冬休み期間	期間額 15,750円 期間額各 7,500円	利用が1日以上あった場合は、全額の料金がかかります。 翌年度の継続利用申込のない場合、春休み期間は、3月31日までとなります。
○土曜日利用	月額 2,500円	別途、負担金が必要になります。 利用が1日以上あった月は、1ヵ月分の料金がかかります。

【放課後児童クラブひとり親家庭等軽減制度について】

次の条件を満たす方は、放課後児童クラブひとり親家庭等軽減制度の対象となります。

利用決定通知に同封する案内にそって、該当する方は申請をお願いします。

これまで軽減を受けている方も年度毎に申請の手続きが必要です。

※令和6年4月利用分から軽減を受けたい場合の申請期間：利用の決定から令和6年3月19日（火）まで

条件	利用形態	軽減額	軽減後の保護者負担金
児童扶養手当法第4条第1項に基づき児童扶養手当を受給している保護者	常時利用	月額 3,000円	月額 4,500円
		8月のみ 5,000円	8月のみ 7,500円
	長期休業期間のみ	夏休み 5,000円 春休み・冬休み 3,000円	夏休み 10,750円 春休み・冬休み 4,500円
生活保護を受けている保護者	常時利用	月額 6,000円	月額 1,500円
		8月のみ 11,000円	
	長期休業期間のみ	夏休み 13,500円 春休み・冬休み 6,000円	夏休み 2,250円 春休み・冬休み 1,500円

必ずお読みください

7 放課後児童クラブでの生活

放課後児童クラブは、ご家庭のかわりにお子さんが集団で過ごす場所です。学習支援や発達支援、重度のアレルギーへの対応等、専門的な支援については、十分な対応はできかねますので、あらかじめご理解ください。また、集団生活の場であるため、お互いが気持ちよく過ごせるよう、以下のきまりやルールを守っていただくようお願いします。

- (1) 遊びを中心とした生活の場です。学習塾ではありませんので、宿題等への取組は、子どもの自主性に任せます。指導は行いますが、答え合わせについてはご家庭でお願いします。
- (2) 夏休み等の学校給食がない期間は、お弁当、水筒の持参をお願いします。
- (3) 保護者負担金におやつ代が含まれていますので、毎日おやつの時間があります。ただし、お子さんのアレルギーの状況によっては、おやつを持参していただく場合があります。その場合、保護者負担金（月額）のうちのおやつ代 1,500 円（長期休業期間のみの夏休みは 2,250 円、土曜日クラブは 300 円）は徴収いたしません。
- (4) 他の児童や支援員に対する暴力・迷惑行為がある場合、クラブの施設や物品を破損させた場合、クラブのきまりを守らない場合又は保護者負担金の支払いがない場合は、退所していただく場合があります。
- (5) クラブでは、傷害・賠償責任保険に加入しておりますが、事故の状況によっては、保険対象外となり、保護者に賠償していただく場合がありますのでご了承ください。

8 登所・降所

- (1) 下校後、直接クラブに登所します。
- (2) 原則、各家庭でお迎えをお願いします。それ以外での帰宅方法については、各家庭の責任で決めてください。帰宅時間や帰宅方法を変更する場合は、必ずクラブに連絡をお願いします。また、長期休業期間中、開所時間前の保育は行っていませんので、保護者の送迎以外の方法で登所する場合も各家庭の責任で、安全に登所できるようご配慮ください。
- (3) お迎えは、必ず閉所時間までをお願いします。
- (4) 台風等の荒天の場合には、早めのお迎えをお願いする場合があります。

※閉所時間までのお迎えが困難な場合は、ファミリー・サポート・センターをご利用ください。

利用される場合は、会員登録（登録料 1,000 円）と事前予約が必要になります。

詳細は、ふくろいファミリー・サポート・センター事務所にご確認ください。

事務所：中央子育て支援センター「カンガルーのぼっけ」内、電話 44-3149

利用料 1 時間 600 円～800 円

ひとり親家庭等の方は、減額制度があります。

（詳しくは、しあわせ推進課家庭福祉係 電話 44-3184 までお問い合わせください。）

9 欠席について

- (1) 保護者等の仕事がお休みの日には、児童クラブはご利用できません。
- (2) クラブをお休みするときは、保護者が必ず事前にクラブへ連絡をお願いします。
- (3) 次の場合は、原則退所となります。
 - ・ 1週間以上無断欠席した場合
 - ・ やむを得ない場合を除き、放課後児童クラブを1ヵ月以上利用しない場合（隔月休みを含む。）
- (4) 感染症の罹患や病気の場合は、全快するまで休ませてください。
- (5) お子さんが怪我等により、登所やクラブでの生活が困難な場合は、ご家庭での保育にご協力をお願いします。（万が一症状が悪化したり、周りに影響が出たりした際に責任を取れません。）
- (6) お子さんの具合が悪くなった場合は連絡しますので、必ず早めのお迎えをお願いします。
- (7) インフルエンザ等で学級閉鎖となった場合は、クラブは利用できません。

10 その他

- (1) お子さんが初めて児童クラブを利用する場合、利用・待機決定通知を送る前に、原則お子さんと保護者と児童クラブの3者で面談を実施します。面談を実施しても、クラブの申し込み状況によっては待機になる場合があります。
- (2) 利用申込書の「児童の健康状態等」については、お子さんをお預かりする上で、大変重要な情報になりますので、漏れがないようにできるだけ詳しく記載をお願いします。
状況によっては、児童が通う（通っていた）小学校や保育所等に状況を確認する場合があります。また、障がいの状態によっては「放課後等デイサービス」のご案内をさせていただく場合があります。
- (3) 利用が1日以上あった月は、通常の料金がかかります。（日割り計算はありません。）
ただし、入所した月のみ15日以降の利用開始の場合は、料金が半額になります。
- (4) 就労状況の確認のため、勤務表等の提出を求めることや勤務先に直接問い合わせをする場合があります。
- (5) 勤務先や就労時間を変更したときは、速やかに「就労証明書」を再提出してください。
- (6) 仕事を辞めた場合は、「保育の実施申立書兼誓約書」の提出が必要です。離職日から90日以内に「就労証明書」の提出がない場合は退所となります。
なお、求職活動を行わない日は、児童クラブはご利用できません。
- (7) 育児休業中は、児童クラブは利用できません。（産後8週までは、お預かりします。）
- (8) 申込者数が多く待機児童が発生している場合は、入所決定後の利用形態（常時利用、長期休業期間のみの利用）の変更ができない場合があります。
- (9) 同一小学校区内に複数のクラブがある場合は、申込児童数の状況により、お住まいの自治会ごとに割振をさせていただき、利用決定通知書にて、ご利用いただくクラブをご案内いたします。
（状況によっては、クラブや実施場所が令和5年度と一部変更になります。）
- (10) 新型コロナウイルスの感染状況によっては、利用自粛要請や臨時休所等を行う場合があります。
また、密を避けるため、実施場所の変更等を行う場合があります。
- (11) 年間を通じて多くの児童がクラブを利用していますが、その一方で、入所申込みをしたものの、実際はクラブを利用しない方も増加しています。入所の申込みをする前に、「児童クラブの利用が本当に必要であるか」ご家族とよく話し合っ、申込みをお願いします。
- (12) 申込内容に事実との相違や虚偽が認められた場合、入所の決定を取り消すことがあります。

【問い合わせ先】

袋井市教育委員会 子ども未来課 子育て支援係
電話 86-3330 FAX 86-3666
〒437-0013 袋井市新屋一丁目2番地の1



袋井市
← ホームページは
こちら

市内放課後児童クラブ一覧

小学校区	住 所	実施場所	電話
袋井東小 (わくわくクラブ)	広岡2317-1	学校敷地内専用施設 学校内空き教室	090-3302-7389
袋井西小 (あすなるクラブ)	川井442 袋井西コミュニティハウス第1	学校敷地内専用施設	0538-43-8228 090-2344-5414
袋井西小 (あおぞらくらぶ第1)	川井550-3 袋井西コミュニティハウス第2 1階	学校敷地外専用施設	0538-44-0030 080-1566-3160
袋井西小 (あおぞらくらぶ第2)	川井550-3 袋井西コミュニティハウス第2 2階	学校敷地外専用施設	0538-44-0030 090-7021-1344
袋井南小 (みなみすすくすくクラブ)	高尾743-1 袋井南コミュニティハウス第1 (学校西側)	学校敷地外専用施設	0538-43-0820 090-2773-5203
袋井南小 (みなみげんきクラブ)	愛野2961 袋井南コミュニティハウス第2 (クリーンピアあいの内東側建物)	公共施設の一部	0538-43-5331 080-1620-3197
袋井南小 (ユニキッズ南学童クラブ)	高尾740 ※4年生以上対象	学校内特別教室	080-7593-3609
袋井北小 (のびのび北クラブ)	久能1508-1 袋井北コミュニティハウス第1 (学校西側)	学校敷地外専用施設	0538-44-2210
袋井北小 (のびのび西クラブ)	堀越5-18-2 袋井北コミュニティハウス第2 (小鳩公園東側)	学校敷地外専用施設	0538-43-1886 080-8268-4427
袋井北小 (のびのび南第1クラブ)	久能1227-10 袋井北コミュニティハウス第3 1階	学校敷地外専用施設	0538-44-5538 070-2228-0187
袋井北小 (のびのび南第2クラブ)	久能1227-10 袋井北コミュニティハウス第3 2階	学校敷地外専用施設	090-6358-6100 0538-31-2111
袋井北小 (ユニキッズ北学童クラブ)	久能1580 ※4年生以上対象	学校内特別教室	080-7593-3565
今井小 (なかよしクラブ)	太田692	学校内空き教室	090-5862-4894
三川小 (スマイルクラブ)	友永38	学校内空き教室	090-9024-8944
笠原小 (笠原っ子クラブ)	山崎5093-13 (笠原こども園内)	公立認定こども園内の 専用部屋	090-9024-8967
山名小 (やまなっ子ラッキークラブ)	春岡684	学校内空き教室	090-3449-1095
山名小 (やまなっ子ハッピークラブ)	春岡1-8-2 山名コミュニティハウス 1階	学校敷地外専用施設	0538-48-8777 090-2348-8426
山名小 (やまなっ子ドリームクラブ)	春岡1-8-2 山名コミュニティハウス 2階	学校敷地外専用施設	0538-48-8777 080-5817-4400
山名小 (やまなっ子クローバークラブ)	春岡684 ※3年生以上対象	学校内ひまわりホール	080-2633-4334
山名小 (やまなっ子あいいろクラブ)	春岡684 ※4年生以上対象	学校内特別教室	090-1559-2090 (R5年度中のみ)
高南小 (花咲く高南っ子クラブ)	上田町306-2 高南コミュニティハウス	学校敷地内専用施設	090-7916-3810
浅羽南小 (みなみっこクラブ)	西同笠148	学校内空き教室	090-3251-5251
浅羽北小 (なかよしげんきクラブ)	浅羽1322	学校内空き教室	090-3259-8266
浅羽東小 (東っ子クラブ)	浅羽2800 浅羽東コミュニティハウス	学校敷地内専用施設 学校内空き教室	090-3259-8523
土曜日クラブ	高尾743-1 袋井南コミュニティハウス第1 (袋井南小学校西側)	学校敷地外専用施設	090-5604-1144

※R6年度から山名小長期休業期間のみ開設クラブは廃止し、代わりにやまなっ子あいいろクラブ(4年生以上対象)を新設します。

電子申請に関する注意事項

■申請前の準備について

1. マイナンバーカードについて
 - ・今回の電子申請ではマイナンバーカードをお持ちでない方でも申請可能です。
2. 申請に必要な機器類について
 - ・今回の申請はスマートフォン、パソコンどちらからでも申請が可能です。
 - ・Wi-Fi または携帯電話回線でインターネットに接続して申請をしてください。
(インターネット接続に必要なデータ通信料金は申請者の負担となります。ご了承ください)
 - ・身分証明書や必要書類を撮影して添付する必要があるため、カメラ付きのスマートフォンから申請いただくことをお勧めします。
3. 添付書類の撮影について
 - ・手振れができるだけ無いよう、また強い光や影が入り込まないように撮影してください。
内容が判別できない場合は、再度提出していただきます。
 - ・添付資料のサイズは1ファイルあたり7MBです。
撮影した画像のファイルサイズが大きい場合は、スマートフォンのカメラ設定から撮影サイズを変更して撮影してください。
4. 所要時間と入力項目について
 - ・入力いただく情報は入所を判定する重要な情報となります。
項目が多い点、あらかじめご了承ください。
申請に必要な時間の目安は15分～30分程度です。(家族構成などにより異なります。)
スムーズな申請となるよう、申請に必要な情報や書類(就労証明書や運転免許証等)をあらかじめお手元にご準備いただいてから申請をお願いします。
 - ・重要な情報の入力もれを防ぐため、回答に該当しない方や対象外の場合でも入力をお願いする箇所がございます。
5. 申請時の認証方法について
 - ・申請の際、初めに認証方法として「ログインして申請に進む」と「メールを認証して申請に進む」を選択できます。「メールを認証して申請に進む」から申請した場合、認証の有効期限が30分のため、有効期限が過ぎた場合最初から入力をし直すことになります。
「ログインして申請に進む」から申請することをおすすめします。

■申請内容の訂正・取り下げについて

- ・申請内容の訂正は、申請受付後に直接修正することができません。申請の取り下げをし、再度新規申請をする必要があります。申請前に内容の間違いがないか確認してからお申込みください。
- ・申請内容の訂正・取り下げ方法は、申込した申請の「対応ステータス」によってやり方が変わりますので、詳しくは市ホームページに掲載しています「電子申請操作手順書」よりご確認ください。

■申請済みの申請をもとにした兄弟分の申請方法について

- ・兄弟など複数人の申し込みをする場合、1人目の申請内容を基に2人目以降の申請をすることが可能です。詳しくは市ホームページに掲載しています「電子申請操作手順書」よりご確認ください。

「電子申請操作手順書」はこちらから➡

